

「雇用を守る支援金」ご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、雇用環境の急激な悪化が懸念されることから、市内中小企業者等における雇用維持の下支えをすることを目的に、市独自の経済対策として、「雇用を守る支援金」を支給します。

令和3年12月15日より本支援金の内容を拡充します。

以下のとおり拡充します

1. 対象要件を緩和（法人の場合）

「資本金又は出資金の額」の要件を1,000万円未満から 1億円以下まで引き上げます。

2. 給付額の変更・引き上げ

従来3段階に分かれていた給付額を原則として 従業員数一人につき1万円の給付に変更します。また、給付額の上限を25万円から 50万円に引き上げます。

なお、令和3年12月14日までに本支援金の申請をされた「従業員数21人以上の事業者」については、差額を追加給付しますので、個別にご案内します。

〈概要〉

（変更後）従業員数一人につき1万円（上限50万円）

	従業員数	拡充後	拡充前
(1)	5人～19人	1人につき1万円	1人につき1万円
(2)	20人～49人		20万円
(3)	50人以上	一律50万円	25万円

例 従業員数22人→22万円
従業員数45人→45万円
従業員数80人→50万円

➤ 申請期限 令和4年1月17日（月）まで【必着】



■対象者

次の要件を満たす事業者（個人又は資本金 **1億円以下**の法人）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている。
- (2) 習志野市内に主たる事業所等を有する。
- (3) 雇用している従業員数が5人以上である。
- (4) 令和2年12月31日までに開業している。
- (5) 現に市内で事業を営んでおり、今後も継続する意思がある。
- (6) 所得税又は法人税の確定申告を行っている。

◎詳しくは次ページ以降をご確認ください。

■給付額

- (1) 従業員数 5人～49人・・・1人につき1万円
- (2) 従業員数 50人以上・・・・・・・・一律50万円

■受付期間

令和3年10月 1日（金）から
令和4年 1月17日（月）まで [必着]



■申請方法

申請書に必要書類を添えて郵送してください。

<送付先>

〒275-8601 習志野市 産業振興課（支援金担当）

◎感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

■問い合わせ先

習志野市 産業振興課

電話番号：047-453-7396（平日8時30分～17時）

◎窓口での相談・問い合わせをご希望の場合は、混雑防止のため、事前に電話予約をお願いします。

「雇用を守る支援金」申請の手引き

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、雇用環境の急激な悪化が懸念されることから、市内中小企業者等における雇用維持の下支えをすることを目的に、市独自の経済対策として、「雇用を守る支援金」を支給します。

2. 受付期間

令和3年10月1日（金）から令和4年1月17日（月）まで [必着]

3. 給付額

期末の従業員数に応じて、次のとおり給付します。

(1)	5人～49人	1人につき1万円
(2)	50人以上	一律50万円

(注1) 代表者、役員、専従者は含みません。

(注2) 以下の書類をもとに判定します。他の書類では代用できません。

また、令和3年9月30日までに申告されたもののみが対象となるため、令和3年10月1日以降に修正申告をされたものを証拠書類とはできませんので、ご注意ください。

【個人の場合】 所得税青色申告決算書又は収支内訳書（「給料賃金の内訳」欄）

【法人の場合】 法人事業概況説明書（「期末従事員等の状況」欄）

4. 対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象です。

①	新型コロナウイルス感染症による影響を受けていること。	<input type="checkbox"/>
②	現に習志野市内で事業を営んでいる個人又は法人であること。	<input type="checkbox"/>
③	法人の場合、資本金又は出資金の額が1億円以下であること。	<input type="checkbox"/>
④	習志野市内に主たる事業所等（※）を有すること。	<input type="checkbox"/>
※「主たる事業所等」とは		
【個人】 所得税青色申告決算書又は収支内訳書に記載された「事業所所在地」		
【法人】 法人税確定申告書別表一に記載された「納税地」		
⑤	令和2年12月31日までに事業を開始していること。	<input type="checkbox"/>
⑥	今後も市内で事業を継続する意思があること。	<input type="checkbox"/>
⑦	現に雇用する従業員数が5人以上であること。	<input type="checkbox"/>
⑧	今後も継続して雇用を維持する意思があること。	<input type="checkbox"/>

⑨	法人税法第2条第1項第5号に規定する「公共法人」又は同第6号に規定する「公益法人等」(関係法令によって公共法人又は公益法人等とみなす場合を含む。)に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
⑩	大規模法人と資本関係のある「みなし大企業」でないこと。	<input type="checkbox"/>
⑪	暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力又はそれらと密接な関係を持つ者でないこと。	<input type="checkbox"/>
⑫	公序良俗に反する事業を営んでいないこと。	<input type="checkbox"/>
⑬	過去に本支援金を受給したことがないこと。(1事業者1回限り)	<input type="checkbox"/>

皆さんの疑問にお答えします

その1

Q. どのような法人が対象となりますか？

A. 例えば、次のような法人は対象となります。

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、
医療法人、弁護士法人、監査法人、税理士法人、司法書士法人 など

Q. 対象とならない法人はありますか？

A. 例えば、次のような法人は対象となりません。

(1) 公共法人  法人税法第2条第1項第5号など

国、地方公共団体、日本年金機構、日本放送協会、日本中央競馬会、
国立大学法人、独立行政法人、土地開発公社、土地区画整理組合 など

(2) 公益法人等  法人税法第2条第1項第6号など

特定非営利活動(NPO)法人、社会福祉法人、一般社団法人、
一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、
政治団体(政党など)、組合(農業協同組合、生活協同組合など) など

Q. 対象とならない業種などがありますか？

A. 業種による制限はありません。

ただし、公序良俗に反する事業を営んでいる場合は受給できません。
具体的には、高利貸しや靈感商法、ねずみ講、賭博、売春などが該当します。

Q. 大規模法人と資本関係のある「みなし大企業」とは何ですか？

A. まず、次の①～③のいずれかに該当する企業が「大規模法人」となります。

- ①資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- ②資本又は出資を有しない法人で、常時使用する従業員数が1,000人超の法人
- ③資本金等の額が5億円以上である法人との間に、法人税法第2条第12号の7の5の完全支配関係がある法人

そして、次の①～③のいずれかに該当する場合は、「みなし大企業」となります。

- ①同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③大規模法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める法人。

5. 必要書類

	必要書類	個人		法人	確認
		青色	白色		
1	雇用を守る支援金 交付申請書(別記第1号様式)	◎	◎	◎	<input type="checkbox"/>
2	誓約書(別記第2号様式)	◎	◎	◎	<input type="checkbox"/>
3	法人税確定申告書 別表一	—	—	◎	<input type="checkbox"/>
4	所得税青色申告決算書(1・2ページ)	◎	—	—	<input type="checkbox"/>
	収支内訳書(1ページ)	—	◎	—	
	法人事業概況説明書	—	—	◎	
入手方法	<p>「雇用を守る支援金 交付申請書」及び「誓約書」の書式は、本手引きの巻末に添付しています。</p> <p>また、市ホームページから Word または PDF ファイルをダウンロードすることもできますので、ご活用ください。</p> <p>なお、それ以外の書類は、ご自身が確定申告をされた際の書類となりますので、お手元にある控えの写しをご提出ください。</p>				
注意	<p>必要書類3及び4は、【税務署受付印のあるもの】を提出してください。</p> <p>電子申告の場合で、電子申告用の税務署受付印があるものが提出できない場合は、【受付日・受付番号が印字されたもの】を印刷し、提出してください。</p> <p>税務署受付印のあるものが提出できない場合は、<u>税務署又は税理士の対応が必要</u>となりますので、産業振興課までご相談ください。(原本の写し等が取得可能)</p>				

必要に応じて提出していただく書類

1	<p>委任状、申出書</p> <p>代理で申請する場合や、申請者と振込先口座の名義が異なる場合などに必要となります。(名義の異なる口座を希望する場合は事前に要相談)</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>その他市長が必要と認める書類(追加提出)</p> <p>必要書類1～4のほかに、審査の中で確認が必要となった書類について、追加提出をお願いする場合があります。</p> <p>提出されない場合、給付できないことがありますので、ご了承ください。</p>	

6. 申請の方法

受付期間中、申請書に必要書類を添えて、以下の送付先に郵送してください。
必要書類については、前ページの**5. 必要書類**をご覧ください。

送付先

〒275-8601 習志野市 産業振興課（支援金担当）

◎受付期間：令和3年10月1日（金）～令和4年1月17日（月）

◎感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

7. 交付の方法

（1）交付の決定

審査の結果、適当と認められた場合は、交付決定から30日以内に交付します。
決定の書面通知や連絡はありませんので、決定金額は通帳等でご確認ください。

なお、提出書類に不備がある場合等は電話連絡をさせていただきますので、
申請書には、日中に連絡のつく電話番号を記載してください。
メールアドレスは、その代替あるいは書類送付の手段として使用します。

（2）不交付の通知

審査の結果、不交付となった場合は、書面により、その旨を通知します。

（3）調査と取消・返還

交付決定後、必要に応じて、調査に協力を求めることがあります。
調査の結果、要件に適合しない事実や虚偽の記載等が発覚した場合、
調査にご協力いただけない場合には、交付決定を取り消し、
交付した支援金を返還していただきます。

問い合わせ先

習志野市 産業振興課
047-453-7396
(平日8時30分～17時)

◎窓口の混雑防止のため、電話での問い合わせにご協力ください。

もし窓口での相談・問い合わせ、申請書類の確認などを希望される場合は、
事前に電話予約をお願いします。

予約されていない場合には、原則として、その場での確認等は行わず、
申請書類のお預かりのみとなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】各書類の見方

(A) 個人の場合

■所得税青色申告決算書（1・2ページ） 【青色申告】

The image shows two pages of the 'Income Tax Blue Return' (FA3000 and FA3025). The first page (FA3000) contains the main financial statement and a header section. A red circle highlights the '受付印' (Receipt Stamp) field in the header. A blue circle highlights the '所在地' (Address) field. The second page (FA3025) contains supplementary information. A green circle highlights the '従業員数' (Number of Employees) field in the 'Number of Employees' section.

■収支内訳書（1ページ） 【白色申告】

The image shows the first page of the 'Income Statement' (FA7000). A red circle highlights the '受付印' (Receipt Stamp) field in the header. A blue circle highlights the '所在地' (Address) field. A green circle highlights the '従業員数' (Number of Employees) field in the 'Number of Employees' section.



(B) 法人の場合

■法人税確定申告書 別表一

受付印

納税地

資本金

■法人事業概況説明書

受付印

従業員数

Q. アルバイトやパートは従業員数に含まれますか？

A. アルバイトやパート従業員であっても、確定申告にあたって「従業員数」として計上（記載）している場合には対象となります。

必ずしも正規又はフルタイム従業員である必要はありません。

* * * * *

Q. 期末の従業員数は5人以上でしたが、現在の従業員数は5人未満です。対象となりますか？

A. 申請時点で従業員数が5人未満である場合は対象となりません。

* * * * *

Q. 既に千葉県感染拡大防止対策協力金や雇用調整助成金などを受給しています。対象となりますか？

A. 既に千葉県感染拡大防止対策協力金をはじめとした各種給付金・補助金等を受給している場合であっても、本支援金の要件を満たす場合は対象となります。

* * * * *

Q. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、現在は休業しています。対象となりますか？

A. 現在休業している場合であっても対象となる場合がありますので、一度ご相談ください。

* * * * *

Q. 売上高や利益が減少していない場合でも対象となりますか？

A. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経営環境の悪化などの影響を受けている場合は、売上高や利益が減少していなかったとしても対象となります。

* * * * *

Q. 個人で事業を営んでいますが、確定申告が不要であったため、確定申告をしていません。受給することはできますか？

A. 確定申告書類をもとに審査を行いますので、令和3年9月30日までに確定申告をしていない場合は受給できません。

個人の場合、令和2年分の所得税確定申告が必要です。

Q. 従業員数を記載せずに確定申告をしてしまいました。どうしたらよいですか？

A. 直近の確定申告書類に従業員数が記載されていない場合、従業員数はゼロとして取り扱います。貸金台帳などでの審査はできませんので、ご了承ください。

* * * * *

Q. 創業して間もないのですが、対象となりますか？

A. 令和2年12月31日までに事業を開始し、令和3年9月30日の時点で1期目の決算期を迎えている場合は、対象となります。

ただし、受給にあたっては、現に事業を営んでいること、令和3年9月30日までに申告した直近の確定申告書類を提出できることなどが必要です。

<対象とならない・受給できない事例>

- ①令和3年1月以降に開業・設立した。あるいは事業を開始した。
- ②令和2年11月に事業を開始したが、令和3年9月30日の時点で所得税確定申告が完了していない個人。
- ③令和2年11月に設立したが、令和3年9月30日の時点で1期目の決算期を迎えていない法人。
- ④令和2年9月に設立し、令和3年9月30日の時点で1期目の決算期を迎えているが、同日までに法人税確定申告を一度も行っていない法人。

* * * * *

Q. 確定申告はしましたが、控えに受付印がありません。どうしたらよいですか？

A. 申告先の税務署に問い合わせのうえ、同署で保管されている原本の写し（受付印や記載内容が確認できる場合は写真でも可）を入手し、提出してください。

* * * * *

Q. 法人名義の口座がありません。代表者名義の口座を振込先に指定できますか？

A. 指定できません。

交付が決定した場合、申請者が債権者となりますので、原則として、申請者と振込先口座の名義は一致している必要があります。

ただし、申請者が支店で、振込先口座が本社である場合など、例外的に、申請者と異なる名義の口座への振り込みが可能な場合があります。

名義の異なる口座への振込みを希望する場合は、事前にご相談ください。

<問い合わせ>

習志野市産業振興課 047-453-7396（平日8時30分～17時）

窓口での相談・問い合わせをご希望の場合は、事前に電話予約をお願いします。